

# 告示

埼玉県告示第四十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年一月七日

埼玉県知事 上田清司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

うれし野モール

ふじみ野市うれし野二丁目十六番一号

### ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 一〇四台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 八五台

小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前十時から午後七時まで

（変更後）午前十時から午後九時まで

駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前九時三十分から午後七時三十分まで

（変更後）午前九時三十分から午後九時三十分まで

駐車場の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 七箇所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 六箇所 位置 図面省略

## ハ 変更年月日

平成二十二年九月三十日外

## ニ 届出年月日

平成二十二年十二月二十日

## 二 縦覧期間

平成二十三年一月七日から平成二十三年五月九日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年一月七日から平成二十三年五月九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課